

平成13年11月16日

文部科学省における地震防災関連施策の概要

1 学校における防災体制の整備

(1) 文部科学省防災業務計画の策定

文部科学省では、災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法等に基づき、所掌事務に関する、総合的な防災対策の確立並びに災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興にわたる諸施策を総合的に推進することを目的とする「文部科学省防災業務計画」を策定している。

(防災業務計画の目標)

- ① 学校等における児童生徒等の生命、身体を安全を図ること。
- ② 教育研究活動の実施を確保すること。
- ③ 学校、研究開発機関その他の文教施設の土地、建物、設備等の防護・復旧に万全を期すること。
- ④ 防災に関する研究活動等の効率化を図ること。
- ⑤ 原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図ること。
- ⑥ 被災者の救援活動に関し、的確な連携、協力を行うこと。

(2) 学校における防災体制の充実

文部科学省では、阪神・淡路大震災の経験を生かし、学校等における地震対策を中心とした防災体制の充実に資するため、「学校等の防災体制の充実に関する調査研究」を実施し、平成7年11月に基本的な考え方等について取りまとめを行った。また、その後、学校や教育委員会等の参考となるよう、

- ① 学校防災計画に盛り込むべき事項
- ② 防災教育を進める上での留意事項
- ③ 地震の際の児童生徒等の安全確保のために教職員が果たすべき役割等についての具体策を取りまとめ、平成8年9月各都道府県教育委員会等に指針として提示した。これらを受けて、現在全国各地で学校、教育委員会、地域が連携し、各地域の実情を踏まえた防災体制の整備が推進されている。

(3) 防災教育の充実

児童生徒が学校において、安全な生活を営むのに必要な事柄を理解し、また、心身の発達段階に応じて地震等の災害時に安全な行動や態度がとれるよう、保健体育、社会、特別活動等の教科を中心として、家庭や地域と連携を図りながら、防災教育を行っている。

(防災教育の充実に関する主な施策)

施策	内容
①教師用指導資料の作成・配布	各学校における安全指導や避難訓練等の指導計画について解説
②防災教育教材の作成・配布	地震等の自然災害に対する備えと安全確保のための適切な行動等について解説
③防災教育に関する研修会の開催	地震による災害の危険性と安全確保の方法等防災教育に関する研修会

(4)被災時における児童生徒等の心のケアへの対応

災害時の児童生徒等の心のケアを図ることは極めて重要であり、文部科学省では、心のケアの方法や実際の場面での対応等について整理した教師用の手引きを配布するなどの対応に努めている。

(関連する平成14年度概算要求事業)

事業	内容
①PTSD等に対する心のケアパンフレット等の作成	PTSD(外傷後ストレス障害)等子どもの心のケアについての基本的知識や対応方法について解説(保護者に配布)
②健康相談活動支援体制整備事業の充実	専門医等を活用した健康相談活動に対する支援体制の整備事業を実施するとともに、心のケア研究協議会の開催及び心のケアスーパーバイザーのデータベースを作成

2 学校施設の耐震化の推進

学校施設については、非常災害時における児童生徒等の安全の確保を図るとともに、地域住民の応急避難場所としての役割をも果たすため、その耐震化を推進することは極めて重要であり、文部科学省では、国・公・私立学校施設の耐震補強事業等を積極的に実施し、その耐震性能の向上に努めている。

(1)公立学校施設の整備

公立学校施設については、平成7年度から耐震診断費、耐力度調査費を工事費の一部として国庫補助の対象とするとともに、耐震補強工事についても国庫補助の対象としている。また、平成8年度からは「地震防災緊急事業5箇年計画」(平成17年度まで延長)に基づく公立小中学校の非木造校舎の補強事業について補助率2分の1の嵩上げ措置を行うなど、その事業の円滑な実施に努めている。

さらに、公立学校施設が非常災害時に地域住民の応急避難所として使用されることも考慮し、学校教育活動に支障がないよう配慮しながら地域の実情に応じて相応の整備を図るため、①備蓄倉庫の整備、②防災広場の整備、③浄水機能を有する水泳プール等の整備、④学校給食施設の防災機能の整備等について国庫補助の対象としている。

(2)国立学校施設の整備

国立学校施設については、従来からの耐震診断の結果に基づき耐震改修を行うなどの耐震性能の強化を実施しているところである。

また、第2期科学技術基本計画(平成13年～17年)に基づき平成13年4月に策定された「国立学校等施設緊急整備5か年計画」においては、老朽化した施設の改善を重点的整備の一つとしており、耐震性能の劣る建物について、大規模改修と併せた耐震改修を実施し、耐震性能の強化に努めている。

(3)私立学校施設の整備

私立学校施設については、地震等の大規模災害における児童、生徒、学生等の安全を図るため、耐震性能に劣る建物の防災機能強化のための耐震補強工事に要する工事費、実施設計費、耐震診断費に対して補助を行い、防災機能の強化に努めている。

3 防災に関する研究開発の推進

(1) 防災分野の研究開発に関する基本的政策の一層の推進

防災分野の研究開発は、以下の基本的な政策に沿って推進されている。今後、これらの基本的な政策の一層の推進を図り、防災分野における研究開発の積極的な展開を図る。

① 防災に関する研究開発基本計画

平成5年12月に、科学技術会議の答申に基づき、内閣総理大臣が決定。本基本計画は、その後10年程度を展望して我が国全体として取り組むべき研究開発の目標を明らかにしたもの。

② 阪神・淡路大震災を踏まえた地震防災に関する研究開発の推進について

阪神・淡路大震災の発生を受け、平成7年5月、科学技術会議政策委員会が決定。同決定においては、上記基本計画に関する地震防災に関連する内容は、阪神・淡路大震災の経験を踏まえてもなお適切であるとした上で、その効果的な実施を図るための方策を取りまとめたもの。

③ 地震防災研究基盤の効果的な整備のあり方について

地震防災研究（地震災害の軽減に関するもの）については、特に、航空・電子等技術審議会諮問第24号（平成9年9月）に対する答申に沿って進めている。

(2) 防災分野の研究開発に関する委員会

平成13年3月30日に閣議決定された科学技術基本計画を踏まえ、文部科学省における防災分野に関する研究開発計画の作成及び推進に関する重要事項の調査検討を行うために設置された。

本年10月までに4回開催されており、我が国の防災に関する研究開発全体を見通し、関係行政機関における災害対策上及び防災に関する研究開発上の要請も踏まえつつ、文部科学省における防災に関する研究開発を効果的かつ効率的に推進していくための研究開発計画案のとりまとめを来年度を目指して行う予定である。

また、8月には「防災分野における当面の研究開発の推進に関する考え方について」をとりまとめており、そこでは、

- ・文部科学省としての一体的な取り組み
- ・関係者間の連携等の推進
- ・総合科学技術としての展開

などがあげられている。

(3) 研究開発の重点施策

地震防災分野の研究開発の主な重点施策として以下を推進。

施 策	内 容
① 大学、防災科学技術研究所における地震研究の推進	地震予知のための新たな観測研究計画の推進について（測地学審議会）に基づき、大学における地震予知に関する観測研究を推進する。また、防災科学技術研究所における地震に関する基礎的・基盤的研究開発を推進
② 実大三次元震動破壊実験施設（E-ディフェンス）の整備及び共用施設としての利用推進（別添資料3-1）	地震災害に負けない都市を創るため、大規模の構造物がどう壊れるか、どこまで壊れるか、なぜ壊れるかを解明し、地震による被害を最小限にするための共用の研究施設「E-ディフェンス（実大三次元震動破壊実験施設）」の整備の一層の推進を図り、国際共用施設としての利用体制の整備を推進

③地震防災フロンティア研究 (別添資料3-2)	理工学、社会科学分野を総合する研究体制 と、工学、社会科学研究システマを中核とし、防災 と、防災の軽減を目指す、地震防
④リアルタイム地震情報の伝達・ 利用に関する研究 (別添資料3-3)	地震災害軽減に多角的に活用するべく、即 時的な防災対策の開発に努め、リアルタイムで 地震情報を伝達し、災害発生時の迅速な対応 を可能とする。また、地震情報の伝達・利用 に関する研究を進め、防災体制の整備を図 る。
⑤大都市大震災軽減化特別プロ ジェクト (別添資料3-4)	首都圏(南関東)や京阪神などの大都市圏 において、大震災発生時の被害を半減 化できることを目指した研究開発を推進し、 地震防災対策に関する科学的・技術的基盤 を確立するために下記の項目を主とした「大 都市大震災軽減化特別プロジェクト」を平 成14年度から開始

4 地震調査研究推進本部

(1) 経緯

○阪神・淡路大震災(平成7年1月)の教訓

地震に関する調査研究の成果が国民や防災を担当する機関に十分に伝達される体制になっていなかった。

○地震防災対策特別措置法(議員立法)の制定(平成7年7月)

・行政施策に直結すべき地震に関する調査研究の責任体制を明らかにし、これを政府として一元的に推進するため、政府の特別の機関として「地震調査研究推進本部」を設置。

○構成(別添資料4-1)

・本部長は文部科学大臣、本部長は内閣官房副長官及び内閣府、文部科学省、国土交通省等関係府省の事務次官。
・本部の下に関係省庁の職員及び学識経験者から構成される「政策委員会」と「地震調査委員会」を設置。

(2) 地震調査研究推進本部の役割と基本的な目標

○役割

- ①総合的かつ基本的な施策の立案
- ②関係行政機関の予算等の調整
- ③総合的な調査観測計画の策定
- ④関係行政機関、大学等の調査結果等の収集、整理、分析及び総合的な評価
- ⑤上記の評価に基づく広報

○基本的な目標(総合基本施策(平成11年4月))

・地震防災対策の強化、特に地震による被害の軽減に資する地震調査研究の推進

(3) 総合的な調査観測計画(別添資料4-2)

日本の各地域でどのような地震が発生するのか、どのように揺れるのかなどを評価するのに必要な知見を得るため、地震に関する総合的な調査観測計画を策定している。

○基盤的調査観測計画(平成9年8月、平成13年8月見直し)

全国的に偏りなく調査観測を行うため、政策委員会の下に調査観測計画部会を設置し検討を行い、「地震に関する基盤的調査観測計画」を策定している。

これに基づいて、各機関は、高感度地震計、広帯域地震計、強震計、GPS連続観測施設や、ケーブル式海底地震計の全国的な整備を進めている。また、陸域の活断層調査や地殻構造調査、海底の地殻変動観測などについても全国的に実施している。

○重点的調査観測（平成13年8月）

今後は、地震発生可能性が高いとされた地域について、重点的な調査観測を実施する予定である。

(4) 活断層や海溝型地震の長期評価（別添資料4-3）

地震調査委員会では、主要な活断層や海溝型地震の活動間隔、次の地震の発生可能性〔場所、規模（マグニチュード）及び発生確率〕等を評価し、随時公表している。本年11月現在、主要98断層帯のうち14地域16断層帯、周辺海域（9つ程度に区分）のうち宮城県沖及び南海トラフについて評価をまとめ公表した。

(5) 地震動予測地図の作成（別添資料4-4）

○地震動予測地図とは？

- ・ある一定の期間内に、ある地域が強い地震動に見舞われる可能性を確率を用いて予測した情報を示した地図。
- ・地震調査委員会では、以下の調査研究や予測評価を基に、平成16年度末を目途に全国を概観した地震動予測地図を作成中。
 - 全国的な活断層調査等による主要活断層や海域の大地震の将来の活動の予測
 - 平野部の地下構造調査等による震源で発生した地震波の地表への達するまでの増幅特性などの調査研究
 - 主要活断層の活動、海域に発生する大地震等についての強震動の予測。

○地震動予測地図によってどのようなことがわかり、何に役に立つのか？

例えば、知りたい地域について「震度6弱以上の地震動に見舞われる確率は今後30年で10%、100年なら40%である。」ということや、そのときの地震の波の形がわかる。

これにより、地震に強い町づくりの根拠（土地利用計画や、施設・構造物の耐震基準の前提条件等）となるとともに、地震防災対策の重点化、さらには、重要施設の立地情報としても活用できる。

(6) 地震調査研究の成果を社会に活かすための取り組み

1. 地震調査研究推進本部の総合基本施策（平成11年4月）

① 地震防災対策側からの要請の反映

- ・地震防災対策に関係する者からの要請を踏まえて、地震調査研究が企画、立案され、実際に調査研究が行われることが必要
- ・地震調査研究を行う者と地震防災に関係するものとの対話、協力、連携を推進。
- ・特に、地震調査研究推進本部と中央防災会議は、情報交換の場を設けることを検討するなど、地震による被害の軽減という共通の目標に向かって、より一層の連携を図ることが必要。

② 国民等に理解される広報の実施

- ・地震調査研究の成果が国民及び防災関係者に正しく理解されるよう、最新の地震活動等に関する情報を多様な手段でわかりやすく国民に提供することが重要。
- ・地震についての基礎知識の普及のため、国民各層を対象としたセミナー、シンポジウムの開催、地震及び地震防災に関する教育、研修などを充実

2. 成果を社会に活かす部会（平成11年11月～）

① 設置の趣旨

- ・総合基本施策を受け、以下の点について検討を進めるため、広報小委員会を発展的に解消し、各方面の学識経験者からなる部会を設置
 - 国民一般にわかりやすい情報の提供
 - 防災意識の高揚に結びつくような成果の提示
 - 防災対策に結びつくような成果の提示

②検討の状況（別添資料4-5）

- ・活断層に起因する地震活動の長期評価の提示のあり方について、平成12年8月に中間報告を、平成13年8月に報告書を取りまとめた
- ・現在、以下の点に関し、その提示のあり方について検討を進めている。
 - －海溝型地震の長期評価
 - －毎月あるいは臨時に行う地震活動の現状評価
 - －平成16年度に作成する全国を概観した地震動予測地図

3. 地震に関するセミナーなどの開催

- 総合基本施策を受け、文部科学省と地方公共団体が共催で、全国各地で地震に関するセミナーを実施（年に10箇所程度）
- このほか、国際シンポジウム、活断層調査成果報告会、研修などを実施